

さぬき市運送事業者等支援給付金

原油価格の高騰に直面している運送事業者等の経営負担を軽減し、事業継続を支援するため、対象車両の台数に応じて支援金を支給します。

【支給対象者】令和4年9月30日以前から市内に事業所を有し、運送事業等(※)を営営する法人又は個人事業主

※運送事業等とは、一般・特定貨物自動車運送事業、貸切バス事業（一般貸切・特定旅客自動車運送事業）、貨物軽自動車運送事業をいう。

【対象車両要件】 運送事業の用に供する車両であって、「自動車検査証」において使用の本拠が市内であるものが対象。

ただし、被けん引自動車や自動車の種別が特殊車両のものは除く。

【支給額】 支給対象車両の種別に応じ、1台当たりの支給額に支給対象車両の台数を乗じて得た額

支給対象車両の種別	1台当たりの支給額
一般・特定貨物自動車運送事業の用に供する車両	50,000 円(ただし、最大積載量が 4.5t 未満の車両の場合は 25,000 円)
貸切バス事業の用に供する車両 小型車:車両の長さが7m 以下かつ旅客席数 29 名以下	50,000 円(ただし小型車の車両の場合は 25,000 円)
貨物軽自動車運送事業の用に供する車両	25,000 円

【提出書類】

- ①給付金申請書(請求書)(様式第1号)
- ②支給対象車両一覧(様式第1号別紙)
- ③誓約書(様式第2号)
- ④運送事業等を営営していることを証明する書類の写し
- ⑤対象となる車両に係る自動車検査証の写し
- ⑥税務署等に提出した直近の確定申告書類の写し
- ⑦振込先口座を確認できる書類
- ⑧本人確認書類<<個人事業主の場合>>

様式第1、2号については、市ホームページからダウンロードできます。

申請書等の必要書類や申請要領(手引き)は、市役所商工観光課、総合支所、商工会本所、商工会支所の窓口で配布しています。

【申請手続き】◇郵送での申請をお願いします。

申請期間 令和4年11月1日(火)～令和5年1月31日(火) 当日消印有効

申請先 〒769-2195 さぬき市志度5385番地8

さぬき市役所 商工観光課 宛て

※封筒に「運送事業者等支援給付金申請書」在中と記載してください。

【お問合せ先】 さぬき市役所 商工観光課

TEL 087-894-1114(平日 8:30～17:15)